

# 青森県報

号外第百十五号

平成十五年  
十二月十九日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県と畜場法施行細則の一部を改正する規則…………… ( 薬務衛生課 ) …… 一

### 告 示

と畜場番号の一部改正…………… ( 同 ) …… 八

## 規 則

青森県と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十五号

青森県と畜場法施行細則の一部を改正する規則

青森県と畜場法施行細則(昭和二十八年十二月青森県規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県と畜場法施行細則

第一条中「と畜場法(一)を」と畜場法(一)に、「と畜場法施行令」を「と畜場法施行令」に、「と畜場法施行規則」を以下「政令」という。)、と畜場法施行規則」に、「青森県と畜場法施行条例」を「青森県と畜場法施行条例」に改める。

第二条第一項各号を次のように改める。

一 法第四条第一項の規定によると畜場設置許可申請書 第一号様式

二 法第四条第三項の規定によると畜場変更届出書 第二号様式

三 法第七条第六項の規定による衛生管理責任者設置(変更)届出書 第三号様式

四 法第十条第二項において準用する法第七条第六項の規定による作業衛生責任者設置(変更)届出書 第四号様式

五 法第十二条第一項の規定によると畜場使用料(とさつ解体料)の料金認可申請書 第五号様式

六 法第十三条第一項第一号の規定による自家用とさつ届出書 第六号様式

七 法第十四条第一項から第五項までの規定による獣畜とさつ(解体)検査申請書 第七号様式

八 政令第四条第二号の規定によるとさつ許可申請書 第八号様式

九 政令第五条第一項第一号の規定による牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書 第九号様式

十 政令第五条第一項第二号の規定による牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書 第十号様式

十一 政令第五条第一項第三号の規定による獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書 第十一号様式

第二条第二項中「第三号」を「第五号」に改める。

第三条中「第四条第一項第三号」を「第五条第一項第三号」に改め、同条第一号中「交通ひんばんな」を「交通頻繁な」に改め、同条第二号中「ひくく、はい水不充分な」を「低く、排水が不十分な」に改め、同条第三号中「旧蹟」を「旧跡」に改める。

第四条中「と畜場法施行規則」を「と畜場法施行規則」に改める。

第六号様式中「~~と畜場法施行規則~~」を「~~と畜場法施行令~~」に、「~~と畜令~~」を「~~と畜令~~」に、「~~と畜令施行規則~~」を「~~と畜令施行令~~」に、「~~と畜令施行令~~」を「~~と畜令施行令~~」に改め、同様式を第八号様式とし、同様式の次に次の三様式を加える。

第9号様式 (第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 (法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)氏 名 (法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書

下記のとおり牛の皮のと畜場外への持出しの許可を受けたいので申請します。

記

持出しを行おうとする期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
と 畜 場	名 称		
	所 在 地	(電話番号)	
持出しを行う者	氏名又は名称		
	住 所	(電話番号)	
1日に持出しを行う数量の上限		運搬の方法	
個体を識別する方法			
紛失を防止するための措置			
保存を行う施設	名 称		
	所 在 地	(電話番号)	

注 と畜場から保存する施設までの運搬経路を示す見取図を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第10号様式 (第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書

下記のとおり牛の卵巣のと畜場外への持出しの許可を受けたいので申請します。

記

持出しを行おうとする期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
と 畜 場	名 称		
	所 在 地	(電話番号)	
持出しを行う者	氏名又は名称		
	住 所	(電話番号)	
1日に持出しを行う数量の上限		運搬の方法	
個体を識別する方法			
紛失を防止するための措置			
保存を行う施設	名 称		
	所 在 地	(電話番号)	

注 と畜場から保存する施設までの運搬経路を示す見取図を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第11号様式 (第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書

下記のとおり獣畜の肉等のと畜場外への持出しの許可を受けたいので申請します。

記

持出しを行おうとする期間		年 月 日 ~ 年 月 日
と 畜 場	名 称	
	所 在 地	(電話番号)
持出しを行う者	氏名又は名称	
	住 所	(電話番号)
運 搬 の 方 法		
焼却を行う施設	名 称	
	所 在 地	(電話番号)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第五号様式を削る。  
 第四号様式中「田舎用と畜場外への持出し」を「田舎用と畜場外への持出し」に、「田舎用と畜場外への持出し」に「田舎用と畜場外への持出し」を「田舎用と畜場外への持出し」に改め、同様式を第六号様式とし、「田舎用と畜場外への持出し」の次に次の一様式を加える。

第7号様式 (第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

生年月日

獣畜とさつ (解体) 検査申請書

下記のとおりとさつ (解体) の検査を受けたいので申請します。

記

1 とさつ (解体) しようとする年月日 年 月 日

2 とさつ (解体) 検査を受けようとする獣畜

獣畜の種類	性別	品 種	年齢 (不明のときは、推定年齢)	特 徴	生 産 者	産 地	病歴に関する情報	動物用医薬品等の使用の状況	備 考

注1 と畜場法第13条第1項第2号又は第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合は、当該獣畜をと畜場以外の場所でとさつした理由、日時及び場所を「備考」欄に記入すること。

注2 と畜場法第13条第1項第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合における検査にあつては、と畜場法施行規則第14条第2項に規定する死亡診断書又は死体検案書を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。



第4号様式 (第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

作業衛生責任者設置 (変更) 届出書

下記のとおり作業衛生責任者を設置 (変更) したので届け出ます。

記

と 畜 場 の 名 称		
と 畜 場 の 所 在 地		
設置した (変更後の) 作業衛生責任者	氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日	年 月 日
	と畜場法第10条第2項において準用する第7条第5項各号のいずれかに該当する旨	
(変更前の作業衛生責任者)	(氏 名)	
	(住 所)	
	(生 年 月 日)	年 月 日
(変 更 の 理 由)		
設 置 ( 変 更 ) 年 月 日		年 月 日

注 作業衛生責任者がと畜場法第10条第2項において準用する同法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

青森県告示第八百五号

昭和四十三年三月十六日青森県告示第八十七号（と畜場番号）の一部を次のように改正する。

平成十五年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

「青森県と畜場法施行細則」を「青森県と畜場法施行細則」に改める。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川一丁目一七番五号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭